

法務の役割って何ですか？その2 利益の追求は当たり前ですか？

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

今回は、企業の存在理由と経営者の役割から、経営の効率性と経営の健全性が正しく理解され、それによって、法務の真の役割が分かると述べた。そこで、まず、企業の存在理由と利益の追求との関係を考えてい。企業にとって、利益の追求は当たり前のことであるが、その当たり前とされる本当の理由は何かを考えたいからである。

企業の存在理由は、企業の創業の意図と企業が存在基盤となる社会の立場から考えると、人と社会をより良くすることに尽きる。しかも、人と社会をより良くすることで、企業は永続しうるものであるから、永続が本質的要素となる企業において、人と社会をより良くすることは企業の本質的な捉え方となる。

そうであれば、利益を追求するところに、企業の存在理由はない。企業が人と社会をより良くするための手段として利益の追求が必要不可欠になるだけだからである。つまり、企業の存在目的である企業の存在理由とそれを基礎とする手段とを混同してはならないのである。

そう考えると、利益を上げても、そのことが人と社会をより良くするものでないとすれば、その利益を上げる行動は、企業の存在理由から外れたものとなる。永続すべき企業の存在理由から外れるのであるから、利益を上げる行動は、企業の存在理由から許されないことになる。つまり、企業の存在理由からの規律を考えると、利益にも、「良い利益」と「悪い利益」があることになる。「良い利益」は、人と社会をより良くする健全な行動から生み出された利益であり、それは企業の永続を支えるものと捉えられることになる。反対に、「悪い利益」は、人と社会をより良くするものではない健全でない行動から生み出された利益であり、それは企業の永続を支えるものでないと捉えられることになる。

以上のように、企業の存在理由からの規律を考えると、利益至上主義は否定されることになる。むしろ、「良い利益」と「悪い利益」を厳しく峻別することが必要不可欠ことになる。このような峻別が健全な資本主義社会の基盤となることは、サブプライムローンに端を発する今回の100年に1度の経済危機が証明するものである。つまり、今回の100年に1度の経済危機は、利益至上主義の立場から、お金に色はないというのと同じ発想で、利益に色はないという発想が生み出したものである。

利益の追求は当たり前であるが、その当たり前には、必須の前提があったのである。つまり、企業の存在理由に反しないという前提である。この前提に反しないかぎりにおいて、利益の追求は当たり前なのである。ここが、「経営の健全性」の領域なのである。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。